

							八条第一項
							八条第一項
第十一項							
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
第十二項							
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	
第十三項							
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が平成二十四年四月一日前に取得又は製作若しくは建設をした旧租税特別措置法第六十八条の十第一項に規定するエネルギー需給構造改革推進設備等を同項に規定する事業の用に供した場合における法人税については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二項	省略	省略
-----	----	----

同上							
同上							
同上							
同上							
同上							
同上	十二の三第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十七条の二第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八条第一項						

(連結法人がエネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第七十二条 同上

同上	同上	同上
----	----	----

				第五項	第三項	第四項	
省略	省略	省略	第六十八條の九 第十一項（前條 第七項の規定に より読み替えて 適用する場合を 含む。）次條 第五項、第六十 八條の十一第五 項	第六十八條の十 三第四項、第六 十八條の十四第 五項、第六十八 條の十五第五項 、第六十八條の 百第一項及び第 六十八條の百八 第一項	省略	省略	省略
省略	省略	省略	平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の十三第四項、平成二十四年旧効力措置法第六十八條の十四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の十五の四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の百八第一項	平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の十三第四項、平成二十四年旧効力措置法第六十八條の十四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の十五の四第五項、平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び平成二十八年新租税特別措置法第六十八條の百八第一項	省略	省略	省略

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十三第四項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十四第五項、平成二十四年旧効力措置法第六十八條の十四第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の百八第一項	平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十三第四項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十四第五項、平成二十四年旧効力措置法第六十八條の十四第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の十五第五項、平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の百第一項及び平成二十七年新租税特別措置法第六十八條の百八第一項	同上	同上	同上



一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第一百五十八条 前条の規定による改正後の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第十四項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度における同条第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第七十二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の第十第五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百五十九条 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第十六号)の一部を次のように改正する。

附則

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二條 旧租税特別措置法第四十二条の第十一項の承認経営革新計画に係る承認を施行日前に受けた法人が平成二十五年三月三十一日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法(平成二十六年法律第十一号)の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略
第二項	法人税の額(こ)	調整前法人税額(所得税法等の一部を

附則

(沖繩の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第二十二條 同上

同上	同上	同上
同上	同上	調整前法人税額(所得税法等の一部を

第四項		第三項		
省略	省略	省略	省略	<p>の項、次項及び第五項、第四十二條の四、第四十二條の五第二項、第三項及び第五項、第四十二條の六第二項、第三項及び第五項、前條、次條第二項、第三項及び第五項並びに第四十二條の十二並びに法人税法第六十七條から第七十條の二までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二條第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項及び次項</p>
省略	省略	省略	省略	<p>改正する法律（平成二十八年法律第九号）第十條の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで</p>

同上		同上		
同上	同上	同上	同上	
同上	同上	同上	同上	<p>改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八條の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の四第六項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下第四項まで</p>

第五項			省略		省略		省略		省略		省略	
第九項			省略		省略		省略		第四十二條の六 第五項、前條第 四項、次條第五 項		省略	
第十項			省略		省略		省略		第四十二條の六第七項、第四十二條の 九第四項、第四十二條の十二の三第五 項		省略	
第十一項			省略		省略		省略		省略		省略	

2・3 省略

(沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却  
又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三條 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にあ  
る連結子法人で、旧租税特別措置法第六十八條の十四第一項の承認経営  
革新計画に係る承認を施行日前に受けたものが平成二十五年三月三十一  
日以前に取得又は製作若しくは建設をする同項に規定する経営革新設備

同上			同上		同上		同上		同上		同上	
同上			同上		同上		同上		同上		同上	
同上			同上		同上		同上		第四十二條の六第十二項、第四十二條 の九第四項、第四十二條の十五項、 第四十二條の十一第五項、第四十二條 の十二の三第五項		同上	
同上			同上		同上		同上		同上		同上	

2・3 同上

(沖繩の特定中小連結法人が経営革新設備等を取得した場合の特別償却  
又は法人税額の特別控除に関する経過措置)

第三十三條 同上

等については、同条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とするほか、同条の規定の適用がある場合における地方法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第一項	省略	省略
第二項	<p>法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八條の九、第六十八條の十第二項、第三項及び第五項、第六十八條の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八條の十五の二並びに法人税法第八十一條の十三から第八十一條の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く</p>	<p>調整前連結税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第 号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう</p>

同上	同上	同上
同上	同上	<p>調整前連結税額（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（第五項において「新租税特別措置法」という。）第六十八條の九第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう</p>

第十二項			第十一項					第十項			第五項	第四項		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八條の十一 第一項、前條 第四項、次條第 五項	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	第六十八條の十一 第七項、第六十八 條の第十三第四項、 第六十八條の十五の四 第五項	省略	省略	省略

同上			同上					同上			同上	同上		
同上	同上	同上	同上											
同上	第六十八條の十一 第十二項、第六十八 條の第十三第四項、 第六十八條の十四第 五項、第六十八條の 十五の四第五項	同上	同上	同上										

	省略	省略
するほか、同法	省略	省略
<p>、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の十・三に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法</p>	省略	省略

2・3 省略

(租税特別措置法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)  
**第六十条** 前条の規定による改正後の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第十二項の規定は、連結法人の連結親法人事業年度が平成二十九年四月一日以後に開始する連結事業年度における同条第五項に規定する加算した金額について適用し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度における前条の規定による改正前の租税特別措置法等の一部を改正する法律附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額については、なお従前の例による。

	同上	同上
同上	同上	同上
<p>、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十六号）附則第三十三条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「（同法）」とあるのは「（法人税法）」とするほか、法人税法</p>	同上	同上

2・3 同上

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第六十一条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の一部を次のように改正する。

附則

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 附則第三条、第十一条及び第十二条の規定は一部施行日前に国内において行った課税資産の譲渡等につき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等をした場合又は二十九年新消費税法第三十九条第一項に規定する領収をするこゝとができなくなつた場合について、附則第五条第一項から第五項まで及び第七条第一項の規定は一部施行日前の契約に基づき一部施行日以後に国内において課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ(消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。以下この条及び次条において同じ。)を行う場合について、附則第六条第一項の規定は一部施行日前に行つた消費税法第十六条第一項に規定する長期割賦販売等に係る賦払金の支払の期日が一部施行日以後に到来する場合について、附則第八条第一項及び第三項並びに第十四条第一項、第三項及び第四項の規定は同法第十八条第一項の個人事業者又は同法第六十条第二項の規定の適用を受ける国若しくは地方公共団体若しくは同法第三項の規定の適用を受ける法人が一部施行日前に行つた課税資産の譲渡等又は課税仕入れの対価の計上の時期が一部施行日以後となる場合について、附則第九条の規定は一部施行日前に国内において行つた課税仕入れにつき一部施行日以後に二十九年新消費税法第三十二条第一項に規定する仕入れに係る対価の返還等を受けた場合について、附則第十条の規定は一部施行日前に行つた課税仕入れに係る棚卸資産又は保税地域から引き取つた課税貨物で棚卸資産に該当するものを一部施行日以後有している場合について、附則第十三条第二項の規定は一部施行日以後に終了する課税期間(みなし課税期間にあつては、その末日が一部施行日以後である当該みなし課税期間)において第三条の規定による改正前の消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れが行われた場合

附則

(第三条の規定による消費税法の一部改正に伴う税率等に関する経過措置)

第十六条 同上

における同項に規定する申告書について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第五条第三	附則第五条第二							附則第五条第一				附則第三条		
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上	同上							同上				同上		
同上														
同上														

項 附則第八條第一		項 附則第七條第一			項 附則第六條第一			項 附則第五條第四 項及び第五項				項			
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略

同上		同上			同上			同上							
同上															
同上															

附則第十三条第二項	附則第十条第一項、第十一條及び第十二條	附則第八條第三項及び第九條	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
			課税標準である金額の「合計額」とあるのは「税率の異なるごとに区分した課税標準である金額及びその合計額」と、同法第四十三條第一項第二号及び第四十五條第一項第二号中「課税標準額」とあるの	省略									
			省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略
			特定課税仕入れに係る」とあるのは、「特定課税仕入れに係る税率の異なるごとに区分した	省略									

	同上												
及びその合計額	同上												
の合計額	同上												

附則第十四条第一項	附則第十四条第二項	附則第十四条第三項	附則第十四条第四項	は「税率の異なること に区分した課税標準額						省略
				省略	省略	省略	省略	省略	省略	
省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	省略	

2・3 省略

(所得税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第百六十二条 所得税法等の一部を改正する法律(平成二十五年法律第五号

)の一部を次のように改正する。

附則

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十条 省略

同上										
同上										

2・3 同上

附則

(既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除に関する経過措置)

第六十条 同上



十一條の十九の三第一項の規定の適用を受けている」と、「同項の規定の適用を受けた」とあるのは「これらの規定の適用を受けた」と、「同項に」とあるのは「第一項に」とする。

(特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部改正)

第六十三條 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六條 削除

(総合特別区域法の一部改正)

第六十四條 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十七條 削除

(課税の特例)

第六條 第三條第一項の承認を受けた特定農産加工業者が承認計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

第二十七條 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二條第二項第二号に掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」という。)の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 第八條第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人

二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二條第二項第二号に掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

2 | 指定特定事業法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係

(特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法の一部改正)

第百六十五条 特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法(平成二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

(研究開発事業計画の認定)

第四条 省 略

2 研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 四 省 略

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 省 略

四 前項各号に掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(統括事業計画の認定)

第六条 省 略

る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。  
3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至つたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。  
4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。  
5 指定特定事業法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(研究開発事業計画の認定)

第四条 同 上

2 同 上

一 四 同 上

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う研究開発事業以外の事業の有無

3 同 上

一 三 同 上

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が研究開発事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

五 第十一条に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら研究開発事業を行うものであること。

(統括事業計画の認定)

第六条 同 上

2 統括事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。  
一 四 省 略

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る統括事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 三 省 略  
四 前項各号に掲げる事項が統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なるものであること。

## 第十一條 削除

2 同上

一 四 同上

五 第十一條に規定する課税の特例の適用を受けようとする場合にあっては、その旨及びその設立される国内関係会社が行う統括事業以外の事業の有無

3 同上

一 三 同上

四 前項第一号から第四号までに掲げる事項が統括事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なるものであること。

五 第十一條に規定する課税の特例の適用を受けようとするものにあつては、その設立される国内関係会社が専ら統括事業を行うものであること。

## (課税の特例)

第十一條 認定研究開発事業者(第四條第三項第五号に適合するものとして研究開発事業計画の認定を受けた者が認定研究開発事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。)又は認定統括事業者(第六條第三項第五号に適合するものとして統括事業計画の認定を受けた者が認定統括事業計画に従つて設立した国内関係会社に限る。以下この条において同じ。)の取締役、執行役又は使用人である個人が、外国法人(当該認定研究開発事業者又は認定統括事業者を当該外国法人の子会社等(当該外国法人がその総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該外国法人と密接な関係を有する国内の会社として主務省令で定める会社をいう。)とするものに限る。以下この条において同じ。)から与えられた新株予約権の行使により当該外国法人の株式の取得をした場合における当該株式の取得に係る経済的利益については、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

(主務大臣等)

第十五條 省 略

(主務大臣等)

第十五條 同 上

2・3 省略

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、同条第三項、第四第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二項第四項、第六第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)

第百六十六条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を次のように改正する。

(利用範囲)

第九条 省略

2 省略

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九百九十七第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九條の四の第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第三十七條の十一の第三項、第三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十條の二の第十三項若しくは第七十條の二の第三十四項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第十号)第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要とされる他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番

2・3 同上

4 第二条第一項第一号及び第二号並びに第二項並びに第十一条における主務省令は、第一項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二項第三項、第四第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第五第一項における主務省令は、第二項に規定する主務大臣の共同で発する命令とし、第二項第四項、第六第一項、第二項第二号並びに第三項第二号及び第三号並びに第七第一項における主務省令は、前項に規定する主務大臣の共同で発する命令とする。

(利用範囲)

第九条 同上

2 同上

3 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十八条若しくは第九百九十七第一項、相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)第五十九第一項から第三項まで、厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第二十七條、第二十九條第三項若しくは第九十八條第一項、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第九條の四の第二項、第二十九條の二第五項若しくは第六項、第二十九條の三第四項若しくは第五項、第三十七條の十一の第三項、第三十七條の十四第九項、第十三項若しくは第二十六項、第七十條の二の第十三項若しくは第七十條の二の第三十四項、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十七條第二項若しくは第二百二十五條から第二百二十八條の三の二まで、雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第七條又は内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律(平成九年法律第十号)第四條第一項若しくは第四條の三第一項その他の法令又は条例の規定により、別表第一の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者又は地方公共団体の長その他の執行機関による第一項又は前項に規定する事務の処理に関して必要と

号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 4・5 省略

(個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第六十七條 個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

#### 附則

(国税通則法の一部改正)

第十七條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第七章の二中第七十四條の十三の次に次の一条を加える。

(預貯金者等情報の管理)

第七十四條の十三の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義)に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項(定義)に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該預貯金者等の番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号(第二百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等)において「個人番号」という。))又は

される他人の個人番号を記載した書面の提出その他の他人の個人番号を利用した事務を行うものとされた者は、当該事務を行うために必要な限度で個人番号を利用することができる。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。

#### 4・5 同上

#### 附則

(国税通則法の一部改正)

第十七條 同上

第七章の二中第七十四條の十三の次に次の一条を加える。

(預貯金者等情報の管理)

第七十四條の十三の二 金融機関等(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第二条第一項各号(定義)に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項(定義)に規定する農水産業協同組合をいう。)は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報(預貯金者等(預金保険法第二条第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第三項に規定する貯金者等をいう。)の氏名(法人については、名称)及び住所又は居所その他預貯金等(預金保険法第二条第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二条第二項に規定する貯金等をいう。)の内容に関する事項であつて財務省令で定めるものをいう。)を当該預貯金者等の番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第五項(定義)に規定する個人番号又は同条第十五項に規定する法人番号をいう。第二百二十四条第一項(書類提出者の氏名、住所及び番号の記

同法第二条第十五項に規定する法人番号をいう。第二百二十四条第一項において同じ。）により検索することができる状態で管理しなければならない。

第百十三条の二第一項中「第百二十四条第三項第一号」を「第七十四条の十三の二」に改める。

(罰則に関する経過措置)

第百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(消費税の軽減税率制度の導入に当たつての必要な措置)

第百七十条 政府は、消費税(地方消費税を含む。以下この条及び次条において同じ。)の軽減税率制度の導入に当たり、平成二十七年六月三十日に閣議において決定された経済財政運営と改革の基本方針二〇一五(第二号)において「基本方針二〇一五」という。)に記載された財政健全化目標(同号において単に「財政健全化目標」という。)を堅持するとともに、社会保障制度改革推進法(平成二十四年法律第六十四号)第二条、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律第一条及び持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(平成二十五年法律第十二号)第二十八条に示された社会保障の安定財源の確保の在り方に係る基本的な考え方にのっとり、安定的な恒久財源を確保するために、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 平成二十八年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずることにより、安定的な恒久財源を確保すること。

二 財政健全化目標との関係及び基本方針二〇一五に記載された平成三十年度(二十十八年度)の経済・財政再生計画の中間評価を踏まえつつ、

載等)において同じ。)により検索することができる状態で管理しなければならない。

第百十三条の二第一項中「第百二十四条第三項」を「第七十四条の十三の二」に改める。

消費税制度を含む税制の構造改革及び社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずること。

(消費税の軽減税率制度の円滑な導入・運用等に向けた措置)

第七十一条 政府は、消費税の軽減税率制度の導入に当たり混乱が生じないように万全の準備を進めるために必要な体制を整備し、消費税の軽減税率制度の周知及び事業者の準備に係る相談対応を行うとともに、事業者の準備状況及び政府における取組の状況を検証しつつ、必要に応じて、消費税の軽減税率制度の円滑な導入及び運用に資するための必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、消費税の軽減税率制度の円滑な運用及び適正な課税を確保する観点から、中小事業者の経営の高度化を促進しつつ、消費税の軽減税率制度の導入後三年以内を用途に、適格請求書等保存方式の導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、消費税の軽減税率制度の導入による簡易課税制度への影響並びに消費税の軽減税率制度の導入に伴う経過措置の適用状況などを検証し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。